放流水の水質確保に関する誓約書

令和　　年　　月　　日

茨城県常総工事事務所長　殿

浄化槽設置者（占用者）
住　所
氏　名　　印
電　話
（法人にあたっては，主たる事務所の
所在地，名称及び代表者の氏名　　）

合併処理浄化槽処理水を道路側溝へ放流するための管の取り付けに関しては，以下のことを誓約します。

1　放流管の取り付けに際しては，道路管理上支障がない方法で設置すること。また，道路の掘削等を行ったときは，原状に復旧すること。

2　浄化槽法で定められた保守点検，清掃，水質に関する定期検査を，確実に履行すること。

3　放流水の水質が常に適正に保たれるよう努めること。また，その水質が法令に定められた基準を維持できないときは，道路側溝への放流を中止すること。

4　放流水に起因する臭気，水質汚濁その他生活環境を阻害する要因により近隣との紛争又は各種の問題等が生じたときは，占用者の責任において解決すること。

5　放流水の水質等に関して，市町村，保健所又は道路管理者から指導を受けたときは，速やかに必要な措置を講ずること。

6　道路側溝に土砂及び汚泥等が堆積し，処理水を流下させるのに必要な断面が確保されなくなったとき又は汚損が生じたときには，占用者が道路側溝の清掃を行うこと。また，道路側溝からの逆流入による浄化槽等の被害及び堆積物による側溝機能不全を原因として生じた浄化槽等の損害等については，占用者は工事事務所長に対し，損害賠償等の請求は一切行わないこと。

7　道路改築等に伴い放流管を撤去又は付け替える必要が生じたときは，占用者の負担において対応すること。

8　将来，公共下水道（農業集落排水を含む。）が設置されたときは，速やかに放流先をその公共下水道に切り替えるとともに，放流管を撤去し，道路側溝を原状に回復すること。